

○火薬類等の事務取扱いに関する訓令

(昭和41年12月27日本部訓令第17号)

[沿革] 昭和42年6月本部訓令第19号、47年5月第7号、53年5月第6号、56年7月第7号、58年4月第5号、平成3年2月第3号、7年12月第32号、9年8月第12号、12年12月第27号、13年3月第3号、14年2月第5号、16年3月第9号、31年4月第13号、令和3年1月第1号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「令」という。）火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「運搬に関する府令」という。）、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「譲受け等に関する府令」という。）及び奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号）の規定に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(運搬証明書の交付)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、運搬に関する府令第2条による火薬類運搬届書（以下「届書」という。）を受理したときは、次の各号に掲げる事項を調査して、運搬に関する府令第3条の規定による火薬類運搬証明書（以下「証明書」という。）に運搬計画表を添え、契印して交付するものとする。この場合証明書の番号は、当該警察署の頭文字を冠し、暦年ごとに一連番号とする。

- (1) 届書及び運搬計画表は、所定のとおり具備し、その内容は正確に記載されているか。
- (2) 積載方法及び運搬方法等は運搬に関する府令第3章に定める技術上の基準に適合するよう措置されているか。
- (3) 当該運搬火薬類の積載場所、運搬通路、積み替え場所、到達地及び通過日時等は、支障がないか。

2 前項第3号の調査は、次条の区分によって行い、法第19条第2項の規定に基づく指示を行う必要があると認めたときは、運搬届出人に対し、必要な指示をするとともに、証明書にその事項を記載しなければならない。

3 奈良県手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第7条に規定する証明書の手数料は、届書の受理の際納付させなければならない。

(運搬通知及び調査)

第3条 署長は、令第4条に基づく他の公安委員会に対する通知及び前条第1項第3号についての調査は、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を通じて行い、運搬が奈良県内（以下「県内」という。）にとどまる場合は、関係地の署長に通知して行うものとする。

2 前項の通知は、荷送人の住所、氏名、火薬類の種類、数量、運搬通路、通過日時その他必要事項について行うものとする。

（運搬通知を受けたときの措置）

第4条 生活安全企画課長は、令第4条の規定により、他の都道府県公安委員会から運搬通知を受けたときは、速やかにその内容を関係地の署長に通知し、運搬通路等に支障がある場合は、その旨当該公安委員会に通知しなければならない。

2 署長は、生活安全企画課長又は他の署長より運搬に関する通知を受けた場合において、災害の発生防止又は公共の安全の維持上支障があると認めるときは、その状況及び指示することを必要とする事項を速やかに生活安全企画課長又は当該署長に通報しなければならない。

（通路に対する安全措置）

第5条 署長は、火薬類の運搬について、通路における交通事情を考慮し、災害の発生を防止するため、当該運搬車両の誘導、交通整理その他必要な措置をとらなければならない。

（証明書記載事項の変更）

第6条 署長は、運搬に関する府令第4条の規定による証明書記載事項の変更届を受理したときは、変更の内容に応じて第2条及び第3条の規定に準じて処理しなければならない。この場合証明書には、その記載事項の変更部分を書き換え、当該箇所に公安委員会印を押印するものとする。

（証明書の再交付）

第7条 署長は、運搬に関する府令第5条の規定による証明書の再交付申請書を受理したときは、申請理由を確かめたうえ、証明書を再交付するものとする。

2 前項の証明書を再交付するときは、旧証明書の番号及び交付年月日を記載するとともに、証明書の余白に再交付の年月日及び再交付の旨を朱書するものとする。

（火薬類運搬中における届出に対する措置）

第8条 署長は、火薬運搬中の者から証明書の記載内容の変更、証明書の紛失等の届出を受けたときは、次の各号によって措置するものとする。

(1) 証明書の内容変更の届出にあっては、証明書の余白に変更届の内容及び届出受理の旨を朱書し、署長印を押印して交付するとともに、変更させる内容により必要と

認めるときは、第3条に規定する通知要領によって証明書を発行した公安委員会（県内の場合は署長）へ通知すること。

- (2) 証明書の紛失等の届出にあつては、その証明書交付の事実を確認の上、別記様式第1の届出受理の証を交付すること。
- (3) 運搬に関する府令第2条第1項に基づく運搬計画表の運搬が2以上の都道府県にわたることとなる届出を受けたときは、運搬計画表の余白に届出年月日を朱書し、署長印を押印するものとする。この場合の調査、通報等は、第2条及び第3条の規定に準じて行うこと。

（証明書の返納）

第9条 署長は、令第3条及び運搬に関する府令第8条の規定により返納された証明書は、交付した公安委員会に送付しなければならない。ただし、県内の他の署長が交付した証明書については、当該署長に送付するものとする。

2 令第3条の規定により返納された証明書は、前項により措置したものを除き、交付した署長において整理保存するものとする。

3 生活安全企画課長は、他の都道府県より証明書の返送を受けたときは、交付した署長に送付するものとする。

（譲渡許可申請の取扱い）

第10条 署長は、譲受け等に関する府令第2条の規定による譲渡許可申請書を受理したときは、申請人に奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第7条に規定する当該手数料相当額の奈良県収入証紙（以下「収入証紙」という。）を納付させた上、次の事項を調査し、許可しても支障がないと認めたものについては申請人に許可証を交付するものとする。

- (1) 申請の内容は、所定のとおり具備しているか。
- (2) 法第17条第2項の規定に該当していないか。

（譲受け許可申請の取扱い）

第11条 署長は、譲受け等に関する府令第3条第1項の規定による譲受許可申請書を受理したときは、申請人に奈良県警察手数料条例第7条に規定する当該手数料相当額の収入証紙を納付させた上、次の事項を調査し、許可しても支障がないと認めたものについては申請人に許可証を交付するものとする。

- (1) 申請の内容及び提示又は添付書類は所定のとおり具備しているか。
- (2) 法第17条第2項の規定に該当していないか。
- (3) 申請の猟銃用火薬類等は、申請人が所持している猟銃等に適合しているか。
- (4) 申請の猟銃用火薬類等の保管場所及び保管方法は適当であるか。

(5) 譲受け火薬類の種類、数量は目的に照して妥当であるか。

(許可証の交付)

第12条 署長は、前2条の規定により、譲渡又は譲受許可証を交付するときは、次の各号により処理するものとする。

- (1) 許可証に所定の事項を記載し、許可番号は、当該警察署の頭文字を冠し、暦年ごとに一連番号とすること。
- (2) 譲受け許可の数量は、許可1件についておおむね実包又は空包合計2,000個、銃用雷管2,000個、無煙火薬又は黒色猟用火薬5キログラム以内とすること。
- (3) 許可の有効期間は、1年以内で申請書記載の期間に基づき、当該譲渡又は譲受けに必要と認めた期間を指定すること。
- (4) 法第48条により、災害の防止又は公共の安全の維持を図るため許可条件を付する場合は、当該許可証の下部欄外に朱書すること。
- (5) 申請書は、所定事項を記入の上、1通はその署の許可台帳として整理し、1通は1箇月分を取りまとめ、翌月10日までに生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に送付すること。
- (6) 別記様式第5の許可証交付原簿に、所定事項を記入すること。

(許可証の書換申請の取扱い)

第13条 署長は、譲受け等に関する府令第6条に規定する譲渡（受）許可証書換申請書を受理したときは、その事実確認のうえ、許可書の記載事項の変更部分を書換え、当該箇所に公安委員会印を押印して申請人に許可証を返還するものとする。

(許可証の再交付申請の取扱い)

第14条 署長は、譲受け等に関する府令第7条第1項の規定による猟銃用火薬类等譲渡（受）許可証再交付申請書を受理したときは、その事実を調査確認のうえ、支障がないと認めたときは、当該許可証を再交付するものとする。この場合、許可書交付原簿に所定事項を記入しなければならない。

2 第12条第5号の規定は、前項の再交付申請書の処理について準用する。

(許可書の継続記載欄の追加)

第15条 署長は、譲受け等に関する府令第8条の規定による許可証の譲受人又は譲渡人記載欄の追加の届出を受理したときは、許可証用紙の表面を斜線でまっ消して、公安委員会印を押印し、当該届出に係る許可証裏面欄外と追加記載欄の欄外に公安委員会印で契印したうえ届出人に交付するものとする。この場合、許可証用紙を追加使用した旨許可証交付原簿に記入し、明確にしておかなければならない。

(返納許可証の取扱い)

第16条 署長は、令第2条の規定により許可証の返納があったときは、関係書類とともに整理保存するものとする。

(消費許可申請の取扱い及び許可書の交付)

第17条 署長は、譲受け等に関する府令第11条第1項の規定による猟銃用火薬類等消費許可申請書を受理したときは、次の事項を調査の上許可しても支障がないと認めたものについては、当該申請書の1通に所定事項を記入するとともに、当該警察署の頭文字を冠した暦年ごとの一連番号とした許可番号を記入し、その下に許可する旨朱書き、公安委員会印を押印した上申請人に許可書として交付するものとする。

- (1) 申請の内容及び提示又は添付書類は所定のとおり具備しているか。
- (2) 法第25条第2項の規定に該当していないか。
- (3) 申請の猟銃用火薬類等は、申請人が所持している猟銃等に適合しているか。
- (4) 申請の猟銃用火薬類等の種類、数量は目的に照して妥当であるか。
- (5) 消費許可申請の場合は、譲受許可証の許可数量以内の申請であるか。

2 前項の規定により許可書を交付したときは、当該申請書1通を消費の許可台帳として整理し、1通は1箇月分を取りまとめ、翌月10日までに生活安全企画課に送付するものとする。

(消費許可書記載事項変更届の取扱い)

第18条 署長は、譲受け等に関する府令第11条第2項の規定による猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届を受理したときは、その事実を調査確認のうえ、許可書の所定欄を書き換え、公安委員会印を押して届出人に許可証を返還するとともに許可台帳を整理するものとする。

(許可証の亡失等の届出の取扱い)

第19条 署長は、法第46条第1項第2号の規定により火薬類譲渡許可証、譲受許可証の亡失等の届出を受け、又は、警察官からその報告を受けたときは速やかに事実を調査して、必要な手配を行い、許可台帳に記載しておかなければならない。

2 前項の処理をした後、当該許可書が回復したときは手配解除をし、許可証を再交付したものについては、回復した許可証を返納させ、その旨を許可台帳に記載しなければならない。

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

(緊急措置)

第23条 署長は、法第45条の規定に基づく公安委員会の緊急措置を行う必要があると認

めたときは、速やかにその状況を奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、指揮を受けなければならない。

- 2 警察官は、法第45条の2の規定に基づき応急の措置をとるべきことを命じたときは、その状況を署長に報告しなければならない。

（事故発生時の措置）

第24条 署長は、次の各号の一に該当する場合には、火薬類による災害の発生を防止し、公共の安全を維持するため、ただちに必要な措置をとるとともに、別記様式第2の災害発生報告書により、判明した事項から順次速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

- (1) 法第39条第2項の危険時の届出を受けたとき。
- (2) 法第46条第1項第1号の災害発生届を受けたとき。

- 2 署長は、法第46条第1項第2号の届出を受けたときは、その事実を調査し、必要な手配を行い、その状況を本部長に報告しなければならない。

（署長に対する通知）

第25条 生活安全企画課長は、令第5条の規定により公安委員会に対し通報のあったときは、速やかにその内容を当該署長に通知するものとする。

（意見聴取に対する調査）

第26条 署長は、令第4条の規定に基づく、公安委員会に対する意見聴取に関し、本部長より当該許可について調査を命ぜられたときは、支障の有無を調査のうえ、意見を付して速やかに報告しなければならない。

（措置の要請）

第27条 署長は、令第6条の規定により、公安委員会が知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請する必要を認めたときは、別記様式第3の上申書により本部長に上申しなければならない。

（検挙報告）

第28条 署長は、火薬類に関する法令違反者を検挙したときは、別記様式第4の検挙報告書により、速やかに本部長に報告しなければならない。

（事務取扱状況の報告）

第29条 署長は、火薬類に関する事務取扱状況について、その月分を翌月の5日までに本部長に報告しなければならない。

（備付簿冊）

第30条 署長は、管内における火薬類の取扱状況を明らかにするため、次の簿冊を備えつけるとともに、法第52条第2項に規定する通報のあったとき等、そのつど必要事項

を記載し、整理しておかなければならない。

- (1) 火薬類運搬証明書交付原簿（別記様式第6）
- (2) 火薬類譲渡（譲受）許可証交付原簿（別記様式第5）
- (3) 火薬類譲渡（譲受）許可台帳（申請書を編てつしたもの。）
- (4) 火薬類消費許可台帳（申請書を編てつしたもの。）

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。
（廃止）
- 2 火薬類取締法令に関する事務取扱規程（昭和36年本部訓令第4号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 その訓令による改正前の訓令によって作成した用紙は、この訓令の定めにかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則 （昭和42年6月26日本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和47年5月31日本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、昭和47年6月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条に基づく火薬類の譲渡および譲受の許可申請をしている者の当該申請にかかる手数料の納付期日は、この訓令による改正後の火薬類等の事務取扱いに関する訓令第10条および第11条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 （昭和53年5月2日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則 （昭和56年7月15日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和56年7月15日から施行し、この訓令による改正後の〔中略〕火薬類等の事務取扱いに関する訓令〔中略〕の規定は、昭和56年6月1日から適用する。

附 則 （昭和58年4月1日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 （平成3年2月28日本部訓令第3号）

この訓令は、平成3年3月4日から施行する。

附 則 （平成7年12月7日本部訓令第32号）

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 （平成9年8月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成9年8月28日から施行する。

附 則 （平成12年12月21日本部訓令第27号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成14年2月20日本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年2月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成16年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和3年1月22日本部訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第 1 （第 8 条関係）

火薬類運搬証明書紛失等の届出受理の証 年 月 日 警 察 署 長 印		
届出人	住 所	
	職業、氏名	年 月 日生
荷送人	住 所	
	氏 名	
運搬火薬類の種類、数量		
出発日時、出発地		
到達予定日時、到達地		
荷受人	住 所	
	氏 名	
紛（遺）失等の日時		年 月 日 時 分 ころから 年 月 日 時 分 ころまで
紛（遺）失等の場所		
紛（遺）失等の状況		
証明書交付年月日 番号、発給公安委 員会名		
備 考		

別記様式第 2 （第24条関係）

文書番号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警 察 署 長

火薬類による災害発生報告書

1 事故の種別	
2 発生の日時	
3 発生の場所	
4 火薬類の種別	
5 発生の状況及び原因	
6 被害の状況 〔人的、物的被害、 死傷者の住所、 職業、氏名、年 令等〕	
7 現場附近の状況	
8 警察措置 出動、救護、事 件処理等の状況	
9 適用法条及び その他参考事項	

別記様式第3（第27条関係）

文 書 番 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警 察 署 長

火薬類取扱に関する措置要請上申書

1 要請事項と当該法条		
2 措 置 対 象 者	(1) 住所（事務所の所在地と法人名）	
	(2) 氏名（代表者の氏名）	
	(3) 生年月日（代表者の生年月日）	
	(4) 業務種別	
	(5) 所在地	
3 措置要請を必要とする理由		
4 関係法令の遵守状況及び状況に関する意見		
5 その他処分上の参考事項		

- 注 1 要請事項とは製造（販売）許可の取消、譲受（渡）、消費許可の取消、製造（貯蔵、火薬庫）の技術基準の適合命令等と記載すること。
- 2 措置対象者の欄中、カッコ内は法人の場合に適用する。
- 3 業務種別とは、製造、販売、火薬庫（級別）、消費、庫外貯蔵等をいい、所在地は、その所在地を記載すること。

別記様式第 4 （第28条関係）

文 書 番 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警 察 署 長

火 薬 類 取 締 法 違 反 被 疑 事 件 検 挙 報 告 書

1 要 旨	
2 検 挙 年 月 日	
3 被疑者の本籍、住居、 職業、氏名、年令	
4 違 反 内 容	
5 適 用 法 条	
6 送 致 年 月 日 （ 予 定 年 月 日 ）	
7 参 考 事 項	

- 注 1 要旨は、〇〇村大字〇〇の道路復旧工事現場における火薬類の無許可消費等と記載すること。
 2 適用法条のうち、他の法令にも該当する場合は、その法令名及び適用条項をも記入すること。
 3 送致見込の場合は、送致予定の年月日を記入すること。

別記様式第5（第12条、第30条関係）

火薬類譲渡（譲受）許可証交付原簿

許可証受入状況			許可証交付状況				許可証現在数	取扱者印	受領者
年月日	許可証種別	枚	許可番号 許可年月日	種類	許可内容	許可を受けた者の住所氏名	書損数		

別記様式第6（第30条関係）

火 薬 類 運 搬 証 明 書 交 付 原 簿

[illegible]